

		II 平成29年度準要保護認定基準																													
①都道府県	②市町村	(1)平成29年度における準要保護認定基準																				(2)(1)でツ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額				(3)(1)でツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安額		(4)(1)でデに○をした場合、その他の基準の内容	(5)その他	就学援助率	
		ア.生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ.市区町村税の非課税	ウ.市区町村税の減免	エ.国民健康保険料の免除	オ.国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ.児童手当の支給	キ.保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク.PTA会費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ.個人事業税の減免	コ.固定資産税の減免	サ.学校納付金の状況や、児童、被服等が悪い者、学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態が極めて悪いと認められる者、	シ.経済的な理由による欠席日数が多い者	ス.保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ.生活福祉資金による貸付け	ソ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)	タ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	チ.特別支援教育奨励費の必要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	ツ.市区町村税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ.その他	係数(倍率)	課税所得等の分類	基準額の時期	目安額(年額)	係数(倍率)	目安額(年額)					
該当団体	25	20	19	16	15	17	19	11	8	15	15	10	7	10	14	10	4	7	0	5	21	21	21	21	0	0	5	11	25		
京都府	京都市	○					○																						本市では、生活保護基準だけでなく、消費者物価指数やその他の様々な状況を総合的に勘案して、独自の認定基準額を算定している。	25%未済	
京都府	福知山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5	総所得(税引き前)	前年度	362						25%未済	
京都府	舞鶴市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	前々年度	337						15%未済	
京都府	綾部市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5	課税所得(税引き前)	前年度	291						25%未済	
京都府	宇治市																										○	生活保護基準(平成24年12月の基準)を基に、以下の方法で算出。 (生活扶助+教育扶助+期末一時扶助)×1.5+(住宅扶助+母子加算+障害加算)×1.0 課税所得の分類:総収入 目安額(年額):4,490,000円	20%未済		
京都府	宮津市																				1.5	課税所得	前年度	343						30%未済	
京都府	魚沼市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5	課税所得	前年度	310						20%未済	
京都府	城陽市	○	○			○	○			○	○										1.4	課税所得	その他	383					【課税所得等の分類】課税所得 【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	25%未済	
京都府	向日市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	前々年度	320						15%未済	
京都府	長岡京市		○																		1.3	課税所得	前年度	254						10%未済	
京都府	八幡市		○																		1.3	その他	その他	355					【係数(倍率)】母子・父子世帯、児童世帯、身体障がい者世帯については1.5倍で審査 【課税所得等の分類】合計所得 【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	30%未済	
京都府	京田辺市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	前年度	428						20%未済	
京都府	京丹後市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	その他	258					【基準額の時期】4年前の年度(平成24年度末の生活保護基準)	15%未済	
京都府	南丹市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5	課税所得(税引き前)	その他	340					【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	15%未済	
京都府	木津川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	課税所得	その他	292					【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	15%未済	
京都府	大山崎町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	その他	347				特に就学のために経済的援助が必要であると、関係機関または民生員等の助言・所見・意見等に基づき教育長が認めた者(死亡・行方不明・失業・被災・病気療養中等)	【基準額の時期】平成28年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応として、平成24年12月現在での保護基準を使用	10%未済	
京都府	久御山町																				1.3	課税所得	その他	347					【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	35%未済	
京都府	井手町	○																			1.5	その他	その他	244					【課税所得等の分類】給与収入(税引き前) 【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	15%未済	
京都府	宇治田原町	○					○														1.3	課税所得	当該年度	271						15%未済	
京都府	精華町	○	○	○	○	○	○														1.2	課税所得	その他	383					【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	10%未済	
京都府	京丹波町	○	○	○		○	○	○													1.3	課税所得	当該年度	303					国民年金の掛金の免除、国民健康保険の特例対象被保険者等になった者	20%未済	
京都府	伊根町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									特別的教育的配慮が必要と認められる者	10%未済	
京都府	与謝野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5	課税所得	その他	334					【基準額の時期】平成25年7月末の金額。	25%未済	
京都府	相楽東部広域連合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										15%未済	
京都府	与謝野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										【基準額の時期】平成25年7月末の金額。	
京都府	宮津市中学校組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5	課税所得	その他	334					【目安額(年額)】宮津市在住世帯の目安額は351万円。	30%未済	

①都道府県	②市町村	2. 中学校の就学援助の額の単価(一人当たり年間支給額)																												(2) 補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容								
		(1) 費用毎の援助額																																				
		学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費									
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費		支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他
該当団体	25	0	0	0	2	2	2	22	21	1	0	0	0	2	2	2	23	22	0	7	7	1	1	1	1	1	0	1	20	20	0	4	4	4	1	0	1	16
京都府	京都市							○	22,320								○	47,400	○	89,984									○	57,000	54,177				支給平均額は、28年度の実績額を記入。			
京都府	福知山市							○	24,540								○	47,400	○	20,000								○	67,000					学用品費(1年:22,320円 2-3年:24,540円)・支給平均額は、29年度予算に基づき算出 ・通学用品費を学用品費と併せて支給				
京都府	舞鶴市							○	22,320								○	47,400										○	65,000					修学旅行費の支給平均額は予算単価				
京都府	綾部市							○	24,550								○	47,400										○	65,541					支給平均額は平成28年度実績				
京都府	宇治市							○	24,550								○	47,400	○	6,766								○	53,580					・学用品費及び通学用品費は「学用品費・通学用品費」として分けずに支給。支給額は一定額(1年22,320円、他学年24,550円) ・通学費は公共交通機関を使用して通学する者に定期券代の実費額(6km以上)を支給。 ・実費についてはH28年度の実績額より算出。				
京都府	宮津市							○	22,320								○	47,400										○	68,022					・通学費の支給なし。				
京都府	亀岡市							○	22,320								○	47,400	○	44,227									○	60,000	59,498				・通学費は、府立中学校通学者のみ支給。(市立中学校については、遠距離通学生徒補助金から支給しているため、就学援助費から支給せず。) ・支給平均額は、平成28年度の実績額を基に記入。			
京都府	城陽市							○	22,320								○	47,400			○	79,410	15,490					○	63,330					・通学費の支給平均額は、28年度の実績により記入。 ・修学旅行費の支給平均額は、29年度予算に計上した単価により記入。				
京都府	向日市							○	22,320								○	47,400	○	84,000								○	56,178									
京都府	長岡京市																											○	61,319									
京都府	八幡市							○	22,320								○	47,400										○	60,299					・支給平均額:平成28年度の実績額 ・新入学学用品費:35,000円(当初支給額)+12,400円(追加支給額)のため合計47,400円				
京都府	京田辺市							○	22,320								○	47,400										○	50,000									
京都府	京丹後市			○	22,320	22,320							○	47,400	47,400													○	72,000									
京都府	南丹市							○	22,320								○	47,400	○	0								○	6,161					・上限額及び一定額のみはH29年度支給単価、実費はH28年度実績支給平均額。 ・通学費は実績なし。				
京都府	木津川市							○	22,320								○	47,400										○	47,375									
京都府	大山崎町							○	22,320								○	47,400											○	57,590	57,590							
京都府	久御山町							○	22,320								○	47,400	○	0								○	57,590					・通学費は、実績なし。 ・修学旅行費は29年度の予算単価。				
京都府	井手町							○	21,700								○	22,900									○	66,716						・28年度実績…修学旅行費 ・町施策での援助…通学費				
京都府	宇治田原町							○	22,320								○	47,400										○	52,000					支給平均額は、29年度予算計上単価による				
京都府	精華町							○	22,320								○	47,400										○	68,944					・支給平均額は、平成28年度の実績額の平均。 ・学用品費1年生は、22,320円。				
京都府	京丹波町							○	22,320								○	47,400			○								○	57,590	57,590							
京都府	伊根町									○							○	47,400														○		平成27年度から教育費無償化事業を実施しており、学用品費及び修学旅行費については就学援助費として支給していない。				
京都府	与謝野町							○	22,320								○	47,400										○	65,000									
京都府	相楽東部広域連合			○	22,320	22,320							○	47,400	47,400													○	64,000					支給平均額(金額(年額)を記入)(円):28年度予算単価				
京都府	与謝野町宮津市中学校組合							○	22,320								○	47,400										○	65,000									

①都道府県	②市町村	IV その他			自由記載欄
		通学用服等の学用品等の購入等に関して、保護者負担軽減策として実施している(把握している)取組			
		ア. 特 に 取 組 を 行 っ て い な い (把 握 し て い な い)	イ. 取 組 を 行 っ て い る (把 握 し て い る)		
該当団体	25	22	3	2	
京都府	京都市	○			・本市における就学援助の認定事務は、申込のあった児童生徒が在籍している小中学校で行っている。 ・就学援助の認定に必要な情報(所得情報)について、マイナンバーを利用した市内部での連携で情報を抽出・取得している。
京都府	福知山市	○			
京都府	舞鶴市	○			
京都府	綾部市	○			
京都府	宇治市	○			
京都府	宮津市	○			
京都府	亀岡市	○			
京都府	城陽市	○			
京都府	向日市	○			
京都府	長岡京市	○			
京都府	八幡市		○		制服のリサイクル等を学校ごとに実施している
京都府	京田辺市	○			
京都府	京丹後市	○			
京都府	南丹市	○			
京都府	木津川市	○			
京都府	大山崎町	○			
京都府	久御山町		○		自転車通学をしている生徒に、通学時着用するヘルメットを貸与している。
京都府	井手町	○			
京都府	宇治田原町	○			
京都府	精華町	○			
京都府	京丹波町	○			
京都府	伊根町		○		平成27年度から、教育費無償化事業を実施している。
京都府	与謝野町	○			
京都府	相楽東部 広域連合	○			
京都府	与謝野町 宮津市中 学校組合	○			